

小口資金借換要件の確認方法について

平成30年4月以降の小口資金融資の借換は、下記の借換要件を満たす必要があります。金融機関は「借換要件確認票（以下、「確認票」という）」により借換要件の確認を行うとともに下記のとおり確認票を提出してください。

1. 借換要件

次のすべての要件に該当する者

- (1) 経済的環境の変化により、業況が悪化し、一時的に経営の安定に支障を生じている者
で下記①～⑤のいずれかに該当する者。

- ①最近6ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ③最近6ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ④最近3ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ⑤セーフティネット5号または6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

- (2) 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者。

2. 借換要件確認票

別添のとおり

3. 確認票の提出

借換を利用する場合は、新規申込時の提出書類と一緒に確認票をみどり市産業観光部商工課へ提出してください。(みどり市用・保証協会用として正副1部ずつ)

※小口資金借換根拠

みどり市小口資金融資規則

群馬県小口資金融資促進制度要綱

群馬県小口資金借換事務取扱要領